

# 新型コロナウイルス感染症対策「県立水戸第二高等学校ガイドライン」(令和3年12月17日)

## 1 基本的な新型コロナウイルス感染症対策

### (1) 手洗い、手指消毒

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。
- ・流水による手洗いができない場合などに、アルコールの手指消毒液を使用する。
- ・外から建物内に入る時、トイレの後、昼食の前後、共有のものを触ったとき等、こまめに行う。
- ・授業時間をずらす、休み時間を長くするなど、手洗いやトイレ使用が密集しないように工夫する。

### (2) マスク着用

- ・教室内でもマスクの着用を徹底するとともに、一定の間隔を空けるように工夫する。
- ・生徒のマスクが使用不能になった場合に備え、予備のマスクを学校で用意しておく。
- ・気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。その際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をする。
- ・マスクの取り外しは、活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。
- ・生徒が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、生徒自身の判断で適切に対応できるように指導する。

### (3) 校舎内の消毒

- ・消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要となる。
- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。また、学校薬剤師等と連携することが重要である。
- ・ドア(ドアノブ含む)や水道蛇口などに生徒等が触れる回数を減らす(ドアの開放など)。
- ・大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の消毒については、生徒等の手洗いが適切に行われている場合、省略することも可能である。

### (4) 換気

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする)、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。
- ・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。
- ・常時換気では、廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気するよう努める。
- ・常時換気の際、窓を開ける幅は、10 cmから20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなど工夫する。また、廊下の窓も開けるようにする。
- ・常時換気が困難な場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開にする。

- ・教室等のドアは、換気の目的とあわせて、生徒が共用部に触れないように開放しておいてもよい。
- ・窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。
- ・体育館のような広く天井が高い部屋であっても、感染防止の観点から、換気に努める。
- ・エアコン使用時においても換気を行う。
- ・冬季は、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期であるので、徹底して換気に取り組むことが必要で、気候上、可能な限り、常時換気に努める。

#### (5) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）

- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
- ・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合には、学校に連絡して、自宅で休養させる。
- ・登校時に、生徒（必要に応じて家族も）の検温結果及び健康状態を確認する。
- ・登校後は、教室へ入る前に、非接触型体温計等で検温（家庭で検温していない場合）、手洗い、手指の消毒等をする。
- ・登校後に、熱が通常より高い等の症状があり、感染が疑われる場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。

## 2 登下校

### (1) マスクを着用する。

- ・ただし、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、マスクを外すように指導する。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも指導する。

### (2) 周囲との間隔を1メートル以上空け、会話を控える。

### (3) 信号待ち、校門、昇降口等での密集が起こらないよう指導する。

### (4) 公共交通機関（電車やバス）を利用する場合

- ・マスクを着用し、会話を控え、可能な限り間隔を空けて乗車する。
- ・降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う。
- ・顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う。

## 3 各教科等

### (1) 机の配置等

- ・対面での配置をしない
- ・机の間隔を確保する。
- ・特別教室等で固定式の机で対面となる場合は、可能な限り座席の間隔を確保する。
- ・座席の間隔は、一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど、柔軟に対応する。

### (2) 発言等

- ・大声での発言等を控える。近距離での会話や発声等も避ける。

### (3) 共用の教材・教具等の使用前の消毒

- ・実験台・実験器具、共用の教材・教具・情報機器等は使用前に消毒をする。

#### (4) 保健体育（体育）

・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、地域の感染拡大状況により、感染の拡大局面では感染リスクの高い活動を制限する。収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施するなど見直しを図る。

##### ① 感染症対策について

- ・健康観察を行う。
- ・換気をこまめに行う。
- ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・共有の用具や器具は適切な消毒に配慮する。器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いをし、不必要な使い回しを避ける。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。

##### ② その他留意事項

- ・適切に熱中症対策を講じる。
- ・「マスク着用の必要性」については、保健体育課（学校体育担当）からの令和2年5月22日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参考に、各学校の実態に即して柔軟に取り組む。

(5) 実習の前後の手洗いを徹底する。

(6) 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（表）

- ・文部科学省衛生管理マニュアル Ver.7 の50 ページを参考に、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

表1：感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動

教科等	学習活動
各教科等共通	生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）
理科	生徒同士が近距離で活動する実験や観察
音楽	室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（★）
美術	生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
家庭	生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）
体育、保健体育	生徒が密集する運動（★）や近距離で組み合ったり接触したりする運動（★）

※「★」はこの中でも特にリスクの高いもの

## 【参考】

- (1) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 の 16 ページのレベル 3 の地域
  - ・ 3 ページの表 1 の学習活動は、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにする。
- (2) 緊急事態宣言の対象区域に属する地域
  - ・ 体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行う。
  - ・ 運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスク着用とする。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- (3) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 の 16 ページのレベル 2 の地域
  - ・ 3 ページの表 1 の学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。
  - ・ これらの活動における、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また、回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いため、実施について慎重に検討し、その際には、以下の①～⑤についても留意する。
    - ① できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしない。
    - ② 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
    - ③ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、生徒や保護者の意向を尊重する。
    - ④ 体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
    - ⑤ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- (4) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 の 16 ページのレベル 1 の地域
  - ・ 3 ページの表 1 の感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、レベル 2 地域における留意事項も、可能な範囲で参照する。

## (7) 全体を通じての留意事項

### ① 体育の授業におけるマスクの着用

- ・体育の授業においてマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分確保する。

#### 【参考】

- ・令和2年5月22日付け事務連絡  
「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」

### ② 合唱

- ・合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している生徒同士や指導者等、聴いている生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともできるだけ2メートル（最低1メートル）空け、立っている生徒と座っている生徒が混在しないようにする。

#### 【参考】

- ・令和2年12月11日付け保体第1091号  
「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

### ③ 熱中症事故の防止

- ・学校管理下における熱中症事故は前年より減少しているが、国内では近年熱中症が増加していること、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念される。令和3年4月28日から「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されたので、その情報を活用しながら、熱中症事故の防止について、適切に対応する。

#### 【参考】

- ・令和3年5月7日付け保体第237号「熱中症事故の防止について（通知）」

## 4 学校行事

### (1) 学校行事の精選

- ・学校行事は、生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は、代替方法の工夫や中止を含めて検討する。

### (2) 学校行事の実施方法や内容の検討、実施時期の設定

- ・学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を計画する場合は、保護者に費用の合計にあわせて、キャンセルした場合に負担する費用について事前に説明して、理解を得た上で、業者と契約をする。
- ・例えば、修学旅行では、①学校は、旅行業者と契約後、学校が中止等をした場合、企画料が発生すること、②キャンセル料は、出発日の何日前から発生し、どのくらいの金額となるか、③出発直前に中止する可能性があり、その場合、キャンセル料がどのくらいの金額となるか、④企画料やキャンセル料は、修学旅行積立金から支払うこと、などの説明が考えられる。

- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、キャンセル料が発生することがないように早い段階において、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。その際、参加予定のすべての保護者に連絡をして、理解を得た上で計画を変更する。

### (3) 修学旅行における感染症対策

- ・これまでに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行う。
- ・その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にする。

#### 【参考】

- ・令和2年6月11日付け事務連絡（高校教育課）  
「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」について
- ・一般社団法人日本旅行業協会HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」  
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>

### (4) 「いばらきアマビエちゃん」の登録と活用

- ・「いばらきアマビエちゃん」の登録をして、学校行事（入学式、体育祭、文化祭、卒業式等）などで、来校者が見込まれる場合、積極的に活用する。
- ・来校者の密集を避けるため、「いばらきアマビエちゃん」のQRコードを受付等の複数の場所へ掲示する、または、資料等に印刷して当日配布する。

#### 【参考】

- ・令和2年9月28日付け高教第1380号  
「いばらきアマビエちゃん」の学校行事等での活用について（依頼）

## 5 部活動

### 【運動部活動】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・各競技団体が作成するガイドライン及び別途通知が発出されている場合は、その通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。（指導者も同様）
- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分留意する。特に、適切に熱中症対策を講じるとともに、新入生の練習参加については、十分な配慮を行う。
- ・活動については、活動目的や活動内容及び計画について、生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに、参加を強制しない。
- ・「茨城県部活動の運営方針」を準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

(1) 感染症対策について

① 活動場所について

- ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

② 用具等について

- ・器具や用具等を共用で使用する場合には、使用前後に手洗いを行う。
- ・生徒間で不必要に使い回しをしない。

③ その他

- ・ミーティングは、密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（1mを目安）をあけて実施する。
- ・部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・マスクの着用については、体育授業における取り扱いに準ずること。

(2) 練習試合、合宿等の実施について

- ・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、スポーツ活動以外の場面も含め、各部ごとに対応策を講じるのではなく、学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・練習試合、合宿等は、その地域の感染拡大状況より慎重に判断する。（別途、県より自粛要請がある場合もある）なお、部活動を担当する教員のみで決定するのではなく、学校として実施の必要性を協議し判断する。

(3) 緊急事態措置区域及び重点措置地域に所在する各学校における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

- ・部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組むこと。

<地域の感染状況に応じた取り組み（レベル3・レベル2地域）感染リスクの高い活動等の制限>

- ・近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- ・密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- ・用具等については、不必要に使いまわしをしない。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

<部活動に付随する場面での対策の徹底>

- ・部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- ・部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

### <学校全体としての取組>

- ・活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- ・部活動に参加する者が感染した場合に、感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

### 【文化部活動】

- ・文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて対応する。

## 6 昼食

- (1) 食事をする際は、対面での机配置をしない。また、座席の間隔を確保する。
- (2) 食事をする際は、できる限り会話を控える。
- (3) 教室以外の場所の開放等、食事場所をできる限り分散する工夫をする。

## 7 休み時間

- (1) 会話をする際には、一定程度距離を保つ。
- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。
- (3) トイレ休憩については、混雑しないように動線を示して実施するなどの工夫をする。

## 8 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を伴うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用して行う。

- (1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。
- (2) ほうきやモップ等、共用する用具は消毒を心掛ける。
- (3) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

## 9 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また、学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしている。

- (1) 図書館利用前後には手洗いをするルールを設けて徹底する。
- (2) 生徒の利用する時間帯の分散等、密を避ける工夫をする。
- (3) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。
- (4) 公益社団法人日本図書館協会「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定）を参考にする。

※<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/sla-guideline20200619.pdf>

## 10 熱中症対策

- (1) 近年の猛暑に対応するため、7月～8月の授業等では、特に、熱中症の対策に配慮する。
- (2) 暑さ指数（WBGT値）を踏まえた授業を行う。
- (3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。
- (4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。
- (5) 学校指定のジャージでの生活を認めるなど、生徒の服装についてできる限り配慮する。

## 11 学びの保障

- (1) 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることをないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続することが重要であり、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。
- (2) 一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた学習指導と学習把握を行うことが重要である。
- (3) 学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて、学習の状況や成果をきめ細かく把握するよう努める。さらに、課題を配信する際には、学習の状況等を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休むなどして、学習内容が定着していない生徒には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (5) 緊急事態宣言の対象区域の高等学校については、生徒の通学の実態等も踏まえた上で、学校設置者の判断により、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討する。
- (6) 学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大時に対応できるように、授業の動画配信、双方向型オンライン学習など、生徒がICTを活用して家庭学習に取り組めるように教材の作成等に努める。

### 【参考】

- ・ 令和2年5月20日付け義教第352号  
「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」
- ・ 令和3年4月30日付け高教第302号  
「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うICT環境の整備について（通知）」

## 12 PCR検査を受ける場合等の出席の判断 ※文科省衛生管理マニュアル Ver.7 62ページ

- (1) PCR検査を受ける場合
  - ・ 生徒等が検査を受けることを高校教育課に報告する。
  - ・ 検査結果を高校教育課に報告する。
  - ・ PCR検査を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。
  - ・ なお、PCR検査の結果判明後も十分に健康観察を行う。

- ・医療機関から本人（保護者）に結果が伝えられる。また、医療機関から保健所にも届出される。
- ・学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされる。

## (2) 感染者及び濃厚接触者が確認された場合

### ① PCR検査で陽性となった場合（感染が確認された場合）

- ・完治するまで出席停止（保健所の許可のもと登校）
- ・学校で感染者が確認された場合は、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

#### 【休業にする範囲（例）】

- ① 他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業  
※欠席していたなど、学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。
- ② 他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業
- ③ 他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業
- ④ 活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

### ② 濃厚接触者の特定

- ・感染者への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行う。
- ・保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校も協力する。
- ・濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間（14日間）の出席停止とする。

#### 【濃厚接触者とは】

患者が発病した日の2日前から接触した者のうち次に該当する者

- ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内）で15分以上感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）

## (3) 学校で感染者が確認された場合の対応

### ① PCR検査を受ける生徒等の確認

- ・保健所と連携して、PCR検査を受ける生徒等の確認をする。その際、感染拡大防止の観点から当該生徒等と接触のあった生徒等が幅広く検査を受けることができるよう保健所に要請する。

### ② 校舎内の消毒

- ・保健所及び学校薬剤師等と連携して校舎内の消毒を十分に行う。
- ・必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒する。
- ・トイレは、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。
- ・物の表面についてのウイルスの生存期間は、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置を講じる。

### ③ PCR検査を受けた生徒等だけでなく、すべての生徒、教職員の健康観察を徹底する。

### 13 重症化のリスクの高い生徒等への対応 ※文科省衛生管理マニュアル Ver.7 43ページ

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。
- (2) 医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮する。

#### 【参考】

- ・「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」  
[https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt\\_tokubetu02-000007449\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_tokubetu02-000007449_02.pdf)

- (3) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等（以下「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

#### 【参考】

- ・重症化のリスクが高い方について  
糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

- (4) これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

### 14 海外から帰国した生徒等への対応 ※文科省衛生管理マニュアル Ver.7 46ページ

- (1) 政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

### 15 生徒の出欠の扱い ※文科省衛生管理マニュアル Ver.7 44、45、62、63、64、65 ページ

- (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合
  - ・まずは、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。
  - ・その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。その判断に当たっては、生徒の学びが保障されるよう配慮する。
- (2) 出席停止等の取扱い
  - ① 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止
    - ・発熱等の風邪の症状が見られる生徒
    - ・感染が判明した生徒

- ・感染者の濃厚接触者に特定された生徒  
濃厚接触者の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。
  - ・同居の家族に感染の疑いがあり、学校を休ませる生徒  
例えば、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられ、PCR検査を受ける場合、生徒を出席停止として自宅で健康観察とすることが考えられる。
  - ・感染がまん延している地域（文科省衛生管理マニュアル Ver. 7、16 ページのレベル2や3の地域）では、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られるときにも、出席停止の措置を取る。
- ② 「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合
- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
  - ・感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

**【茨城県指針「Stage3」の場合】**

- ・同居の家族に風邪症状が見られる場合も、生徒及び教職員は自宅で休養させる。

令和3年4月27日付け高教第285号

「新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策Stage の移行について(通知)」

「Stage2」から「Stage3」への移行に伴う県立高校等の対応

**【参考】**

令和3年4月27日付け高教第285号と同様の内容の通知

令和2年7月31日付け高教第935号、令和2年11月11日付け高教第1761号

**16 生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等**

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、生徒の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応していく。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知する。
- (3) 新型コロナウイルスに関連して、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。
- (4) 新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、オンライン会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、ICTの活用を検討する。

- (5) 学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも考えられる。

## 17 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、生徒と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- (2) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要である。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進める。
- (4) 教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられる。
- (5) 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- (6) 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用等、職員が学校内で分散して勤務するよう工夫する。
- (7) 会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で行い、オンライン会議システム等を活用する等工夫する。

## 18 その他の事項

- (1) 感染症対策用の持ち物として一般的には次のものが必要となり、生徒に持参するよう指導する。
  - ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等
- (2) 新型コロナウイルス感染症を生徒が正しく理解し、感染リスクを避けることができるように、次の点に留意して、LHR等で指導を行う。
  - ・なぜ、その対策をする必要があるのか生徒が考えて、主体的に行動できるようにする。
  - ・免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
  - ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することを理解する。
  - ・感染症対策では、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行うことが重要であることを理解する。

### 【参考】

- ・令和2年5月11日付け、事務連絡（高校教育課）  
「新型コロナウイルス感染症に関する青少年向け教材の周知について」

- (3) ポスターの掲示、保健だより等で、新型コロナウイルス感染症の予防について啓発する。
- (4) 感染者、濃厚接触者となった生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮・注意をする。また、医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導する。
- (5) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底する。
- (6) 学校内で発熱等の風邪症状が生じて、保護者が迎えに来る場合、生徒が一時休養する部屋の確保及び保護者の連絡先を明確にしておく。
- (7) 新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者が確認された場合の校内（教職員、保護者等）及び県への連絡体制を明確にしておく。
- (8) 学校内での感染拡大防止のためには、学校外からウイルスを持ち込まないことが重要であるため、家庭にも協力を呼び掛ける。
- (9) 県チェックリストをもとに学校版チェックリストを作成する。
- (10) 学校版チェックリストを活用して、学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組を定期的に確認し、教職員や生徒が継続して感染症対策の徹底を図るようにする。